

(昭和四十四年法律第九十四号) 第八条の規定及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号) 附則第七項の規定並びに日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令(平成九年文部省令第42号) 第三条第二項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団に係る助成勘定から長期勘定への繰入れに関し定める件(平成九年文部省告示第二百一号) の一部を次のように改正し、平成十一年度における繰入額から適用する。

平成十二年六月九日

文部大臣 中曾根弘文

第一号イ中「口において」を「以下」に改め、同号口中「平成九年法律第四十八号」の下に「次号において「法」という。」を「として日本私立学校振興・共済事業団」の下に「次号において「事業団」という。」を加える。

○厚生省告示第二百六十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号) 第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号) 第十七条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる補助金等の交付に関する事務を、同表の中欄に掲げる都道府県の知事が行うこととしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成十二年六月九日

都道府県が行う補助金等の交付に関する事務

(項) 補助金等の名称

(目) (目)

老人福祉費  
老人保健事業推進費  
特支助金等の事業  
自町対者者費  
特支助金等の事業  
被爆老人扶助金等  
被爆医療費  
被爆地方市に係る  
被爆区域の連合を含む  
老人医療給付費負担金

都道府県が行う事務を行う  
道府県

都道府県が行う事務の内容

厚生大臣 丹羽 雄哉

第三次号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 前号の規定にかかるわらず、法第三十二条第

一項に規定する残余の額が、事業団の予算で措置された法第二十二条第一項第三号の助成

金(以下この号において「助成金」という。)の額及び長期勘定への繰入額を合算した額を

下回る場合の繰入額は、残余の額から助成金の財源に充てられる額を控除した額とする。

この場合において、当該繰入額が前号イに掲げる額を超えないときは、残余の額から助成

金の財源に充てられる額を控除した全額を施行令第四条第一号に掲げる費用について繰入

れを行ふものとし、当該繰入額が前号イに掲げる額を超えるときは、前号イに掲げる額を

施行令第四条第一号に掲げる費用について、当該繰入額から前号イに掲げる額を控除した

額を同条第一号及び第三号に掲げる費用について繰入れを行うものとする。

(項) 老人福祉費	都道府県が行う事務の内容
(目) (目)	都道府県が行う事務を行う 道府県
老人保健事業推進費	すべての都道府県
特支助金等の事業	すべての都道府県
被爆老人扶助金等	すべての都道府県
被爆医療費	すべての都道府県
被爆地方市に係る	すべての都道府県
被爆区域の連合を含む	すべての都道府県
老人医療給付費負担金	すべての都道府県



(項) 社会福祉諸費

(目) 介護保険事業費補助金  
(市町村(特別区並びに金  
地地方自治法の一部事務組合  
及び広域連合を含む)に係  
るものに限る)(目) 介護円滑導入臨時特例  
交付金  
介護保険助成費

(項) 介護給付費負担金

道府県  
すべての都一 法第五条の規定による補助金等の交付の  
申請の受理による二 法第六条第一項の規定による、補助金等の  
交付の決定に関する事務のうち、申請に係  
る書類等の審査及び必要に応じて行う現地  
調査等三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四  
号の規定による承認の申請の受理並びに同  
項第五号の規定による報告の受理四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四  
号の規定による承認並びに同項第五号の規  
定による指示に係る通知

五 法第八条の規定による決定の通知

六 法第十条第四項において準用する法第八  
条の規定による事情変更による決定の取消  
し等に係る通知

七 法第十二条の規定による状況報告の受理

八 法第十三条第一項の規定による補助事業  
等の遂行の命令に係る通知九 法第十三条第二項の規定による補助事業  
等の遂行の一時停止の命令に係る通知

十 法第十四条の規定による実績報告の受理

十一 法第十六条第一項の規定による是正の  
ための措置の命令に係る通知十二 法第十七条第四項において準用する法  
第十八条の規定による決定の取消しに係る通  
知十三 法第十九条の規定による補助金等の額  
の確定等に係る事務のうち、報告書等の額  
の審査及び必要に応じて行う現地調査等に  
係る通知十四 法第十八条第一項の規定による決定の  
取消しに係る補助金等の返還の命令に係る  
通知十五 法第十八条第二項の規定による補助金  
等の額の確定に係る補助金等の返還の命令  
に係る通知十六 法第二十三条第一項の規定による立入  
検査等

○厚生省告示第二百六十三号  
平成四年三月厚生省告示第百号をもつて告示した指定検査機関社団法人徳島県獣医師会の主たる事  
務所の所在地を、平成十二年五月一日をもつて、次とおり変更する旨の届出を受理したので、食鳥  
処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第二十三条第三項の規定に基  
づき告示する。

平成十二年六月九日

変更前の所在地 德島県徳島市北佐古二番町六十一番十一号  
変更後の所在地 德島県徳島市不動本町二丁目百四十番三

厚生大臣 丹羽 雄哉

○厚生省告示第二百六十三号 平成四年三月厚生省告示第百号をもつて告示した指定検査機関社団法人徳島県獣医師会の主たる事 務所の所在地を、平成十二年五月一日をもつて、次とおり変更する旨の届出を受理したので、食鳥 処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第二十三条第三項の規定に基 づき告示する。	道府県 すべての都
	一 法第五条の規定による補助金等の交付の 申請の受理による
	二 法第六条第一項の規定による、補助金等の 交付の決定に関する事務のうち、申請に係 る書類等の審査及び必要に応じて行う現地 調査等
	三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四 号の規定による承認の申請の受理並びに同 項第五号の規定による報告の受理
	四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四 号の規定による承認並びに同項第五号の規 定による指示に係る通知
	五 法第八条の規定による決定の通知
	六 法第十条第四項において準用する法第八 条の規定による事情変更による決定の取消 し等に係る通知
	七 法第十二条の規定による状況報告の受理
	八 法第十三条第一項の規定による補助事業 等の遂行の命令に係る通知
	九 法第十三条第二項の規定による補助事業 等の遂行の一時停止の命令に係る通知
	十 法第十四条の規定による実績報告の受理
	十一 法第十六条第一項の規定による是正の ための措置の命令に係る通知
	十二 法第十七条第四項において準用する法 第十八条の規定による決定の取消しに係る通 知
	十三 法第十九条の規定による補助金等の額 の確定等に係る事務のうち、報告書等の額 の審査及び必要に応じて行う現地調査等に 係る通知
	十四 法第十八条第一項の規定による決定の 取消しに係る補助金等の返還の命令に係る 通知
	十五 法第十八条第二項の規定による補助金 等の額の確定に係る補助金等の返還の命令 に係る通知
	十六 法第二十三条第一項の規定による立入 検査等

○厚生省告示第二百六十四号 昭和六十一年十二月厚生省告示第二百二十五号をもつて告示した指定検査機関社団法人滋賀県薬剤 師会の検査施設は、平成十一年十二月六日その所在地を次のとおり変更した。 平成十二年六月九日	
変更前の所在地 滋賀県草津市南笠町八十七番地八	変更後の所在地 滋賀県草津市笠山七丁目四番五十二号
厚生大臣 丹羽 雄哉	厚生大臣 丹羽 雄哉
表中 熊本県	表中 熊本県
滋賀県草津市南笠町八十七番地八	滋賀県草津市笠山七丁目四番五十二号
農林水産省告示第八百三号 昭和六十年四月二十日農林水産省告示第六百四十四号(肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第五項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び農林水産大臣が定める月齢を定める件) の一部を次のように改正する。 平成十二年六月九日	農林水産大臣 玉沢徳一郎
北海道のうち 帯広市、河東郡音更町、士幌町、上士幌町、河西郡芽室町、上川郡新得町及び清水町、中札内村及び別村、中川郡別町、豊頃町及び本別町、川浦足郡広尾町、忠類村、大樹町及び広尾町並びに十勝郡浦幌足郡広尾町、郡寄町、池田町及び陸別町並びに十勝郡浦幌足郡広尾町	満四月
一 設置者の氏名及び住所 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号	運輸大臣 二階 俊博
二 飛行場の名称及び位置 新島空港 東京都大島支厅管内新島村	満四月
三 変更した事項(変更前の事項については、昭和六十年運輸省告示第三百二十三号を参照) 平成十二年六月九日	満四月
○運輸省告示第二百三十九号 新島空港の施設について告示した事項に変更があつたので、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。平成十二年六月九日	満四月
一 設置者の氏名及び住所 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号	運輸大臣 二階 俊博
二 飛行場の名称及び位置 新島空港 東京都大島支厅管内新島村	満四月
三 変更した事項(変更前の事項については、昭和六十年運輸省告示第三百二十三号を参照) 平成十二年六月九日	満四月
○建設省告示第千五百九号 新島空港の施設について告示した事項に変更があつたので、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。平成十二年六月九日	満四月
一 設置者の氏名及び住所 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号	建設大臣 中山 正暉
二 飛行場の名称及び位置 新島空港 東京都大島支厅管内新島村	満四月
三 変更した事項(変更前の事項については、昭和六十年運輸省告示第三百二十三号を参照) 平成十二年六月九日	満四月
○建設省告示第千五百九号 新島空港の施設について告示した事項に変更があつたので、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。平成十二年六月九日	満四月
一 青森県三ツ目内地すべり防止区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と標柱二号を三ツ目内川の左岸に沿つて結んだ線	建設大臣 中山 正暉
二 青森県南津軽郡大鰐町 大字森山 大字小金平	地すべり等防止区域(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。
三 青森県南津軽郡大鰐町 大字森山 大字小金平	防護区域に指定する。
○運輸省告示第二百四十九号 神津島空港の施設について告示した事項に変更があつたので、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。平成十二年六月九日	満四月
一 設置者の氏名及び住所 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号	運輸大臣 二階 俊博
二 飛行場の名称及び位置 神津島空港 東京都大島支厅管内神津島村	満四月
三 変更した事項(変更前の事項については、昭和四年運輸省告示第三百十号を参照) 平成十二年六月九日	満四月
○運輸省告示第二百四十九号 神津島空港の施設について告示した事項に変更があつたので、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。平成十二年六月九日	満四月
一 設置者の氏名及び住所 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号	運輸大臣 二階 俊博
二 飛行場の名称及び位置 神津島空港 東京都大島支厅管内神津島村	満四月
三 変更した事項(変更前の事項については、昭和四年運輸省告示第三百十号を参照) 平成十二年六月九日	満四月
○運輸省告示第二百四十九号 神津島空港の施設について告示した事項に変更があつたので、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。平成十二年六月九日	満四月
一 設置者の氏名及び住所 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号	運輸大臣 二階 俊博
二 飛行場の名称及び位置 神津島空港 東京都大島支厅管内神津島村	満四月
三 変更した事項(変更前の事項については、昭和四年運輸省告示第三百十号を参照) 平成十二年六月九日	満四月